

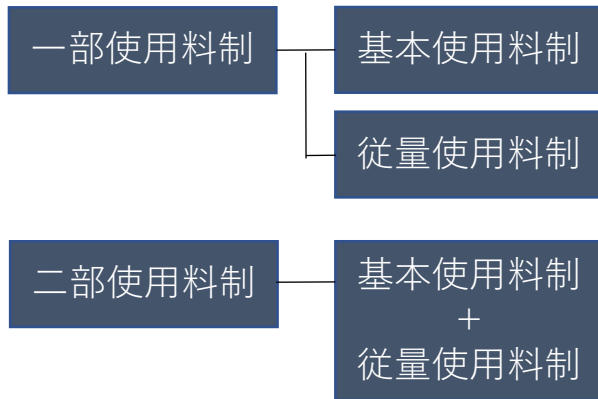
# 適切な下水道使用料の体系について

令和7年8月7日  
事務局説明資料



# 1 下水道使用料の体系について

## (1) 下水道使用料の体系



- ・基本使用料は使用の有無に係りなく賦課されるもの。
- ・従量使用料は使用量の多寡に応じて賦課されるもの。
- ・他にも以下の組み合わせがある。

- 累進使用料制** . . . 使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系
- 水質使用料制** . . . 排水の水質濃度に応じて使用者に賦課するもので、従量使用料に上乗せして徴収するもの
- 用途別使用料制** . . . 公衆浴場用、公設プール用、工場用 等

### 全国使用料体系

使用料体系		団体数	構成比
従量使用料制	基本使用料あり	1,269	94.0%
	基本使用料なし	41	3.0%
その他		40	3.0%
合計		1,350	100.0%

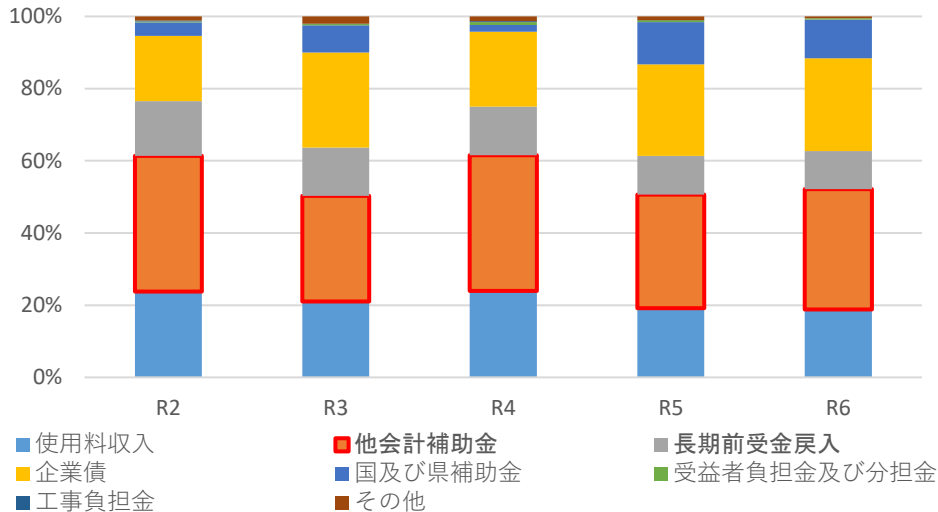
うち、1,076の団体が累進使用料制（全体の79.7%）

- 野木町は現行において二部使用料制（基本使用料+従量使用料）であり、かつ累進使用料制を採用している
- 累進使用料制は需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦する趣旨とされており、大量排水ほど使用料対象経費が増加する傾向がある
- 現行の体系を継承することで急激な変化の抑制に繋がる

## 2 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく体系について

### (1) 下水道使用料の試算

下水道会計における収入構成 (R2～R6)



資金不足を解消する場合  
70%以上の改定率となる

不足分をすべて賄う場合、急激な価格増加になるため、水道事業の改定率に近い値の水準

$$\text{水道事業の改定率} \quad 23.62\% \quad \approx \quad \text{下水道事業の改定率基準} \quad 24.0\%$$

※水道料金の改定率は料金体系調整後の水準（前回検討時は24.2%）

### 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく料金比較

水量区分 (m³/月)	現行			改定			改定率 B/A
	基本使用料	従量使用料	合計	基本使用料	従量使用料	合計	
5m³	1,100	0	1,100	820	465	1,285	16.82%
10m³	1,100	0	1,100	820	930	1,750	59.09%
15m³	1,100	600	1,700	820	1,515	2,335	37.35%
20m³	1,100	1,200	2,300	820	2,100	2,920	26.96%
30m³	1,100	2,500	3,600	820	3,270	4,090	13.61%
50m³	1,100	5,100	6,200	820	5,690	6,510	5.00%
100m³	1,100	12,100	13,200	820	11,740	12,560	-4.85%
200m³	1,100	27,100	28,200	820	25,740	26,560	-5.82%
500m³	1,100	72,100	73,200	820	67,740	68,560	-6.34%
1,000m³	1,100	147,100	148,200	820	323,740	324,560	119.00%

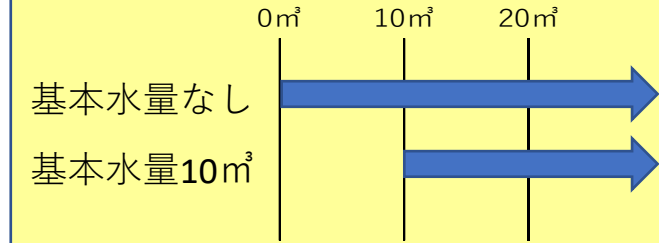
●「下水道使用料算定の基本的考え方」の例では現状と水量段階等も異なるため、複数パターンの比較をしたうえ、各使用者ごとの体系を検討していく

### 3 現行の体系を勘案した使用料体系の試算について

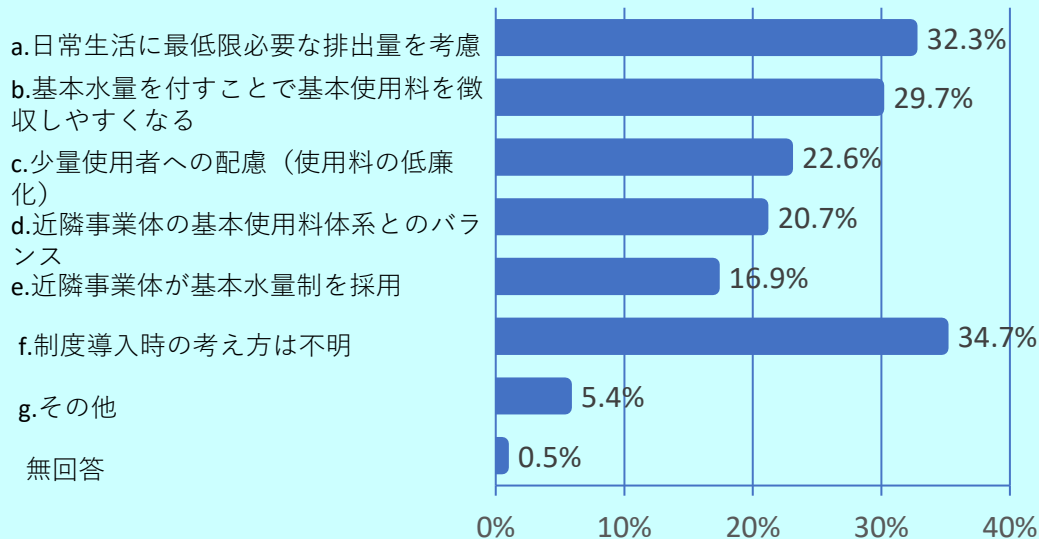
#### (1) 基本使用料の在り方について

基本水量制は、日常生活の上で最低限必要な排出量を考慮した制度であり、使用水量が基本水量までであれば基本使用料での定額制となるものである。実態調査による基本水量制を採用している理由では「不明」が最も多い回答となっている。

#### 従量使用料にかかる水量



#### 基本水量制を採用している理由（複数回答）



課題

- 基本水量の範囲内の使用者間の費用負担の公平性が確保しづらい
- 基本水量範囲内の使用者の増加により従量使用料が減少する

#### 「人口減少下における維持管理時代の下水道経営の在り方検討会」報告書

基本水量制は、制度導入時の考え方が不明となっている事業体も多く、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平の観点からも課題が生じている。「水道料金算定要領」においても、漸進的に解消する方向性が示されており、今後、下水道使用料体系においても同様に**解消していくことが望ましい**

### 3 現行の体系を勘案した使用料体系の試算について

#### (2) 使用料体系の試算について

税抜

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	現行	パターン①		パターン②		パターン③		パターン④		
	使用料	使用料	改定率	使用料	改定率	使用料	改定率	使用料	改定率	
基本使用料	1,100円	1,090円	-0.91%	920円	-16.36%	830円	-24.55%	860円	-21.82%	
従 量 使 用 料	0 ~ 5	0円	皆増	0円	0.00%	60円	皆増	0円	0.00%	
	6 ~ 7	0円	皆増	0円	0.00%	60円	皆増	100円	皆増	
	8 ~ 10	0円	皆増	150円	皆増	60円	皆増	100円	皆増	
	11 ~ 20	120円	150円	25.00%	160円	33.33%	150円	25.00%	160円	33.33%
	21 ~ 50	130円	160円	23.08%	170円	30.77%	160円	23.08%	170円	30.77%
	51 ~ 100	140円	170円	21.43%	180円	28.57%	170円	21.43%	180円	28.57%
	101 ~	150円	180円	20.00%	190円	26.67%	180円	20.00%	190円	26.67%

パターン①・・・基本水量制を廃止、固定費のうち40%を基本使用料へ転嫁（残る60%を従量使用料へ転嫁）、使用水量によって増減が生じる改定率において一番高い増加率が26.36%となり、0~10m<sup>3</sup>を30円/m<sup>3</sup>としている。  
従量使用料は10円単位で設定している。

パターン②・・・基本水量を7m<sup>3</sup>に設定。固定費のうち30%を基本使用料へ転嫁（残る70%を従量使用料へ転嫁）、使用水量によって生じる改定率において一番高い増加率が30.16%となり、7~10m<sup>3</sup>を150円/m<sup>3</sup>としている。  
従量使用料は10円単位で設定している。

パターン③・・・基本水量制を廃止、固定費のうち30%を基本使用料へ転嫁（残る70%を従量使用料へ転嫁）、使用水量によって増減が生じる改定率において一番高い増加率が30.00%となり、0~10m<sup>3</sup>を60円/m<sup>3</sup>としている。  
従量使用料は10円単位で設定している。

パターン④・・・基本水量を5m<sup>3</sup>に設定。固定費のうち30%を基本使用料へ転嫁（70%を従量使用料へ転嫁）、使用水量によって増減が生じる改定率において一番高い増加率が30.00%となり、5~10m<sup>3</sup>を100円/m<sup>3</sup>としている。  
従量料金は10円単位で設定している。

### 3 現行の体系を勘案した使用料体系の試算について

#### (3) 使用水量ごとの比較

(税込)

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	現行 (円)	パターン①		パターン②		パターン③		パターン④	
		基本水量廃止、基本使用料40%	改定率	基本水量7m <sup>3</sup> 、基本使用料30%	改定率	基本水量廃止、基本使用料30%	改定率	基本水量5m <sup>3</sup> 、基本使用料30%	改定率
1m <sup>3</sup>	1,210円	1,232円	1.82%	1,012円	-16.36%	979円	-19.09%	946円	-21.82%
2m <sup>3</sup>	1,210円	1,265円	4.55%	1,012円	-16.36%	1,045円	-13.64%	946円	-21.82%
3m <sup>3</sup>	1,210円	1,298円	7.27%	1,012円	-16.36%	1,111円	-8.18%	946円	-21.82%
4m <sup>3</sup>	1,210円	1,331円	10.00%	1,012円	-16.36%	1,177円	-2.73%	946円	-21.82%
5m <sup>3</sup>	1,210円	1,364円	12.73%	1,012円	-16.36%	1,243円	2.73%	946円	-21.82%
10m <sup>3</sup>	1,210円	1,529円	26.36%	1,507円	24.55%	1,573円	30.00%	1,496円	23.64%
15m <sup>3</sup>	1,870円	2,354円	25.88%	2,387円	27.65%	2,398円	28.24%	2,376円	27.06%
20m <sup>3</sup>	2,530円	3,179円	25.65%	3,267円	29.13%	3,223円	27.39%	3,256円	28.70%
30m <sup>3</sup>	3,960円	4,939円	24.72%	5,137円	29.72%	4,983円	25.83%	5,126円	29.44%
50m <sup>3</sup>	6,820円	8,459円	24.03%	8,877円	30.16%	8,503円	24.68%	8,866円	30.00%
100m <sup>3</sup>	14,520円	17,809円	22.65%	18,777円	29.32%	17,853円	22.95%	18,766円	29.24%
500m <sup>3</sup>	80,520円	97,009円	20.48%	102,377円	27.14%	97,053円	20.53%	102,366円	27.13%
1,000m <sup>3</sup>	163,020円	196,009円	20.24%	206,877円	26.90%	196,053円	20.26%	206,866円	26.90%

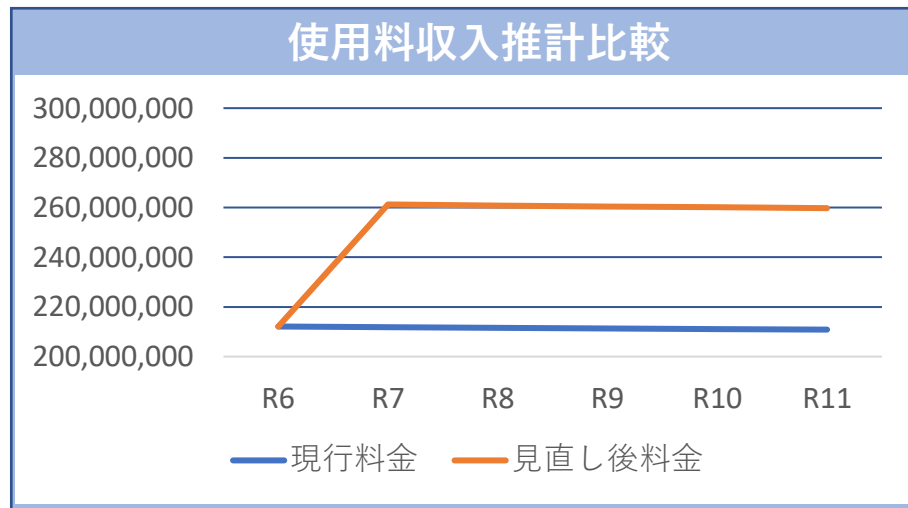
- 基本料金に固定費の比重を増やすことで、現状に近い基本料金となり、**収入の安定性を維持**
- 基本料金を現行の水準に近い値となったことで、使用水量による改定率のマイナスが生じない結果となった
- 基本水量を廃止し、1m<sup>3</sup>から従量料金を設定することで使用した分の負担を求めることによるため**公平性の確保につながる**
- 現行体系を基礎としているため、水量ごとに**不規則な改定率とならず増加分の負担が偏らない**

# 3 現行の体系を勘案した使用料体系の試算について

## (4) 試算後の使用料推計

項目		R7	R8	R9	R10	R11			
有収水量 (m³)		1,679,115	1,675,006	1,670,714	1,666,604	1,662,400			
排水 需要 区分 (m³ による)	0～10	820,752	828,688	837,090	845,980	855,321			
	11～20	506,310	506,809	507,093	507,268	507,188			
	21～50	274,011	263,004	251,683	240,208	228,509			
	51～100	24,783	24,164	23,486	22,803	22,101			
	101～	53,259	52,341	51,362	50,345	49,281			
従量使用料 (円)		158,210,550	156,491,890	154,683,710	152,841,490	150,927,020			
基本い要領 (円)		103,026,800	104,343,520	105,744,170	107,228,750	108,799,440	使用料単価 (円/m³)		平均改定率 (%)
使用料収入 (円)		261,237,350	260,835,410	260,427,880	260,070,240	259,726,460	見直し後平均	現行	
使用量単価 (円/m³)		155.58	155.72	155.88	156.05	156.24	155.89	125.70	24.02

現在の傾向として契約件数は増加、有収水量は減少の傾向であるため、基本使用料は増加し、従量使用料は減少していく見込みとなっている。



- 基本使用料の増加、従量使用料の減少が予測され、ほぼ横ばいから微減の推計となる
- 世帯数は増加しているが世帯あたりの人口が減少している
- 世帯数や人口の動態は引き続き注視していく必要があり、**5年程度を目安に今後も検討していく**
- 今回の見直しでは基本水量を廃止することによる**激変緩和のため、1m³～の従量使用料単価を低く設定しているため、**使用者への影響を鑑みながら次回検討以降も**適正な使用料体系を研究していく必要がある**

※詳細なシミュレーションを図るため、基本使用料と従量使用料をそれぞれ積み上げて積算している (今回は有収水量×使用料単価)  
 ※算定期間として5年間抽出しているため、実際の引き上げ期間とは異なる

<< 現 行 (税抜) >>

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)			基本使用料	1,100	
0	~	10	従 量 使 用 料	1m <sup>3</sup> 当たり	0
11	~	20		1m <sup>3</sup> 当たり	120
21	~	50		1m <sup>3</sup> 当たり	130
51	~	100		1m <sup>3</sup> 当たり	140
101	~			1m <sup>3</sup> 当たり	150

<< 見直し後 (税抜) >>

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)			基本使用料	1,090	
0	~	10	従 量 使 用 料	1m <sup>3</sup> 当たり	30
11	~	20		1m <sup>3</sup> 当たり	150
21	~	50		1m <sup>3</sup> 当たり	160
51	~	100		1m <sup>3</sup> 当たり	170
101	~			1m <sup>3</sup> 当たり	180

見直し後水量別使用料比較

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	現行				改定				比較 (円) 税込	改定率 B/A
	基本料金	従量料金	合計(税抜)	合計(税込)	基本料金	従量料金	合計(税抜)	合計(税込)		
1m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	30	1,120	1,232	22	1.82%
2m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	60	1,150	1,265	55	4.55%
3m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	90	1,180	1,298	88	7.27%
4m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	120	1,210	1,331	121	10.00%
5m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	150	1,240	1,364	154	12.73%
6m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	180	1,270	1,397	187	15.45%
7m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	210	1,300	1,430	220	18.18%
8m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	240	1,330	1,463	253	20.91%
9m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	270	1,360	1,496	286	23.64%
10m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	300	1,390	1,529	319	26.36%
11m <sup>3</sup>	1,100	120	1,220	1,342	1,090	450	1,540	1,694	352	26.23%
12m <sup>3</sup>	1,100	240	1,340	1,474	1,090	600	1,690	1,859	385	26.12%
13m <sup>3</sup>	1,100	360	1,460	1,606	1,090	750	1,840	2,024	418	26.03%
14m <sup>3</sup>	1,100	480	1,580	1,738	1,090	900	1,990	2,189	451	25.95%
15m <sup>3</sup>	1,100	600	1,700	1,870	1,090	1,050	2,140	2,354	484	25.88%
16m <sup>3</sup>	1,100	720	1,820	2,002	1,090	1,200	2,290	2,519	517	25.82%
17m <sup>3</sup>	1,100	840	1,940	2,134	1,090	1,350	2,440	2,684	550	25.77%
18m <sup>3</sup>	1,100	960	2,060	2,266	1,090	1,500	2,590	2,849	583	25.73%
19m <sup>3</sup>	1,100	1,080	2,180	2,398	1,090	1,650	2,740	3,014	616	25.69%
20m <sup>3</sup>	1,100	1,200	2,300	2,530	1,090	1,800	2,890	3,179	649	25.65%
21m <sup>3</sup>	1,100	1,330	2,430	2,673	1,090	1,960	3,050	3,355	682	25.51%
22m <sup>3</sup>	1,100	1,460	2,560	2,816	1,090	2,120	3,210	3,531	715	25.39%
23m <sup>3</sup>	1,100	1,590	2,690	2,959	1,090	2,280	3,370	3,707	748	25.28%
24m <sup>3</sup>	1,100	1,720	2,820	3,102	1,090	2,440	3,530	3,883	781	25.18%
25m <sup>3</sup>	1,100	1,850	2,950	3,245	1,090	2,600	3,690	4,059	814	25.08%
26m <sup>3</sup>	1,100	1,980	3,080	3,388	1,090	2,760	3,850	4,235	847	25.00%
27m <sup>3</sup>	1,100	2,110	3,210	3,531	1,090	2,920	4,010	4,411	880	24.92%
28m <sup>3</sup>	1,100	2,240	3,340	3,674	1,090	3,080	4,170	4,587	913	24.85%
29m <sup>3</sup>	1,100	2,370	3,470	3,817	1,090	3,240	4,330	4,763	946	24.78%
30m <sup>3</sup>	1,100	2,500	3,600	3,960	1,090	3,400	4,490	4,939	979	24.72%
40m <sup>3</sup>	1,100	3,800	4,900	5,390	1,090	5,000	6,090	6,699	1,309	24.29%
50m <sup>3</sup>	1,100	5,100	6,200	6,820	1,090	6,600	7,690	8,459	1,639	24.03%
60m <sup>3</sup>	1,100	6,500	7,600	8,360	1,090	8,300	9,390	10,329	1,969	23.55%
70m <sup>3</sup>	1,100	7,900	9,000	9,900	1,090	10,000	11,090	12,199	2,299	23.22%
80m <sup>3</sup>	1,100	9,300	10,400	11,440	1,090	11,700	12,790	14,069	2,629	22.98%
90m <sup>3</sup>	1,100	10,700	11,800	12,980	1,090	13,400	14,490	15,939	2,959	22.80%
100m <sup>3</sup>	1,100	12,100	13,200	14,520	1,090	15,100	16,190	17,809	3,289	22.65%
200m <sup>3</sup>	1,100	27,100	28,200	31,020	1,090	33,100	34,190	37,609	6,589	21.24%
300m <sup>3</sup>	1,100	42,100	43,200	47,520	1,090	51,100	52,190	57,409	9,889	20.81%
400m <sup>3</sup>	1,100	57,100	58,200	64,020	1,090	69,100	70,190	77,209	13,189	20.60%
500m <sup>3</sup>	1,100	72,100	73,200	80,520	1,090	87,100	88,190	97,009	16,489	20.48%
600m <sup>3</sup>	1,100	87,100	88,200	97,020	1,090	105,100	106,190	116,809	19,789	20.40%
700m <sup>3</sup>	1,100	102,100	103,200	113,520	1,090	123,100	124,190	136,609	23,089	20.34%
800m <sup>3</sup>	1,100	117,100	118,200	130,020	1,090	141,100	142,190	156,409	26,389	20.30%
900m <sup>3</sup>	1,100	132,100	133,200	146,520	1,090	159,100	160,190	176,209	29,689	20.26%
1,000m <sup>3</sup>	1,100	147,100	148,200	163,020	1,090	177,100	178,190	196,009	32,989	20.24%

使用量単価比較

No.	区分		No.	区分		No.	区分	
	市町村名	10m3		市町村名	15m3		市町村名	20m3
1	矢板市	1,650	1	矢板市	2,470	1	矢板市	3,300
2	壬生町	1,617	2	壬生町	2,420	2	壬生町	3,223
3	那須塩原市	1,595		野木町 (見直し後)	2,354		茨城県古河市 (参考)	3,190
4	日光市	1,566	3	日光市	2,314		野木町 (見直し後)	3,179
5	栃木市	1,540	4	栃木市	2,310	3	市貝町	3,080
	野木町 (見直し後)	1,529		茨城県古河市 (参考)	2,310		栃木市	3,080
	茨城県古河市 (参考)	1,430	5	市貝町	2,200	5	日光市	3,062
6	小山市	1,414	6	那須塩原市	2,172	6	足利市	3,040
7	高根沢町	1,375	7	足利市	2,160	7	茂木町	2,970
	那須烏山市	1,375	8	茂木町	2,145	8	高根沢町	2,893
	大田原市	1,375	9	高根沢町	2,134	9	益子町	2,860
10	那珂川町	1,361	10	那珂川町	2,093	10	芳賀町	2,828
	県内平均値	1,355	11	那須烏山市	2,090	11	那珂川町	2,824
11	茂木町	1,320		益子町	2,090	12	那須烏山市	2,805
	市貝町	1,320	13	小山市	2,085	13	県内平均値	2,802
	益子町	1,320		県内平均値	2,078	13	小山市	2,756
	真岡市	1,320	14	大田原市	2,062	14	那須塩原市	2,750
	那須町	1,320	15	芳賀町	2,042		大田原市	2,750
	上三川町	1,320	16	真岡市	2,035	16	真岡市	2,750
17	足利市	1,280	17	上三川町	1,980	17	宇都宮市	2,695
18	下野市	1,265	18	宇都宮市	1,952	18	鹿沼市	2,640
19	芳賀町	1,257	19	鹿沼市	1,925		上三川町	2,640
20	鹿沼市	1,210		那須町	1,925	20	那須町	2,530
	宇都宮市	1,210	21	下野市	1,897		下野市	2,530
	さくら市	1,210	22	さくら市	1,870		さくら市	2,530
	野木町 (現行)	1,210		野木町 (現行)	1,870		野木町 (現行)	2,530
24	佐野市	1,100	24	佐野市	1,650	24	佐野市	2,200
	塩谷町			塩谷町			塩谷町	

消費税込、単位：円

見直し後、県内3～6  
番目の高料金となる

○市町村平均 = 各団体の下水道使用料 ÷ 団体数。  
(塩谷町は浄化槽のため除く)  
○各市町ホームページより確認